

岩手県告示第426号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、次の法人を同法第34条に規定する業務を行う者として指定した。

平成22年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人大洋会	大船渡市立根町字下欠125番地15	大船渡市立根町字下欠125番地15	平成22年4月1日